

第6章 し尿処理事業

1 概説

(1) 収集

① し尿

収集主体	許可業者	市直営
業者数	17社	—
収集区域	※児島地区を除く全市 責任体制の確立を図るため事業者ごとに 収集区域を指定	児島地区
収集形態	計画収集（定期収集）を基本 ※ 随時収集（電話依頼等）にも対応	
収集量の割合	83%	17%
処理手数料 （第9章 30参照）	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例第11条第1項第4号に定める額を超 えない範囲で、業者の定める料金	・汲み取り量による従量 制料金（条例） ・経済変動などを考慮 し、必要に応じて改定（ 倉敷市廃棄物減量等推進 審議会）
市補助金 （第9章 30参照）	市民負担の軽減を図るため、昭和47年 10月から補助金制度を採用（業者へ交 付）	

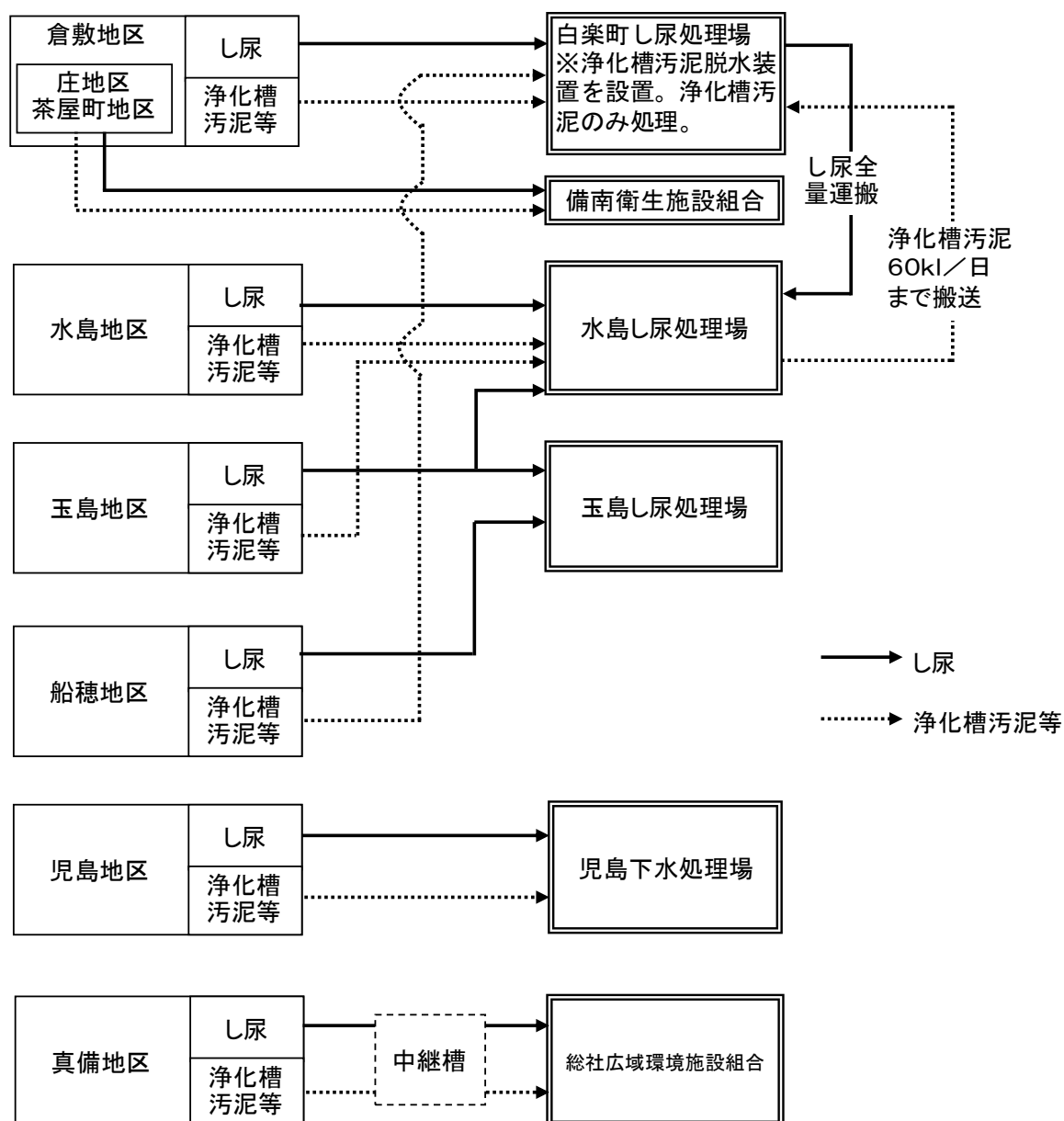
② 浄化槽汚泥

収集主体	許可業者
業者数	18社（し尿兼業17社＋浄化槽専業1社）
収集区域	倉敷（庄・茶屋町除く）水島地区12社／庄地区1社／茶屋町地区1 社／玉島地区3社／児島地区1社／真備地区1社／船穂地区1社の収 集区域指定
収集形態	計画収集（定期収集）を基本
処理手数料	業者の自主料金による

(2) 処理

本市のし尿処理は、し尿と浄化槽汚泥を混合して処理している。前処理段階まではリサイクル推進部が担当し、その後は下水道部（下水処理場へ投入）で対応している。なお、小型合併浄化槽の普及による浄化槽汚泥量の増加に対応した適正処理を行うため、平成8年12月に白楽町し尿処理場に浄化槽汚泥の脱水設備を設置した。

平成28年4月から下水道整備の進捗と施設の老朽化から、船穂長崎中継槽を廃止した。



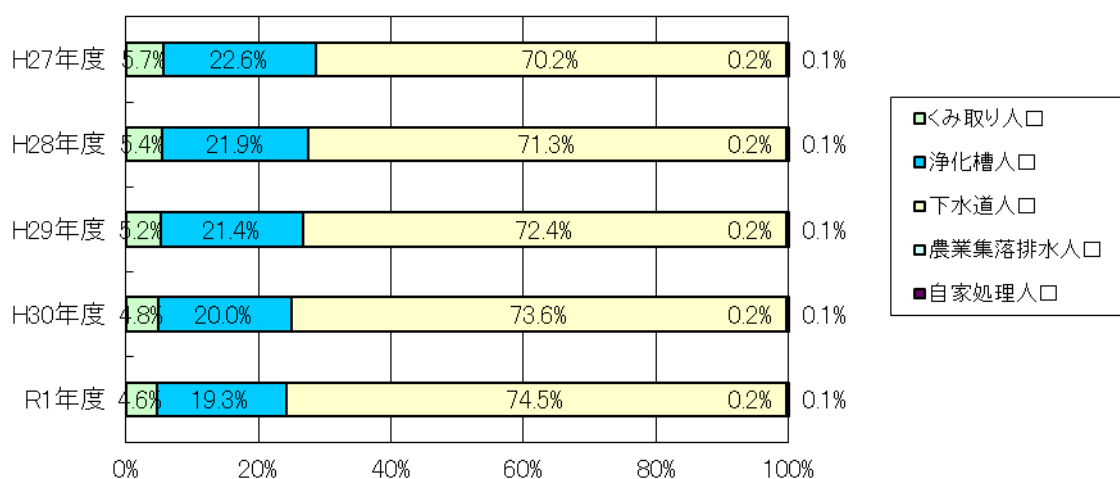
2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 処理人口・世帯数

(令和2年3月31日現在)

区 分	人 口	世 帯 数
く み 取 り	21,942人	11,136世帯
浄化槽(水洗)	92,868人	29,180世帯
下水道(水洗)	358,957人	160,057世帯
農業集落排水	880人	348世帯
自 家 処 理	433人	133世帯

(2) 処理人口の推移



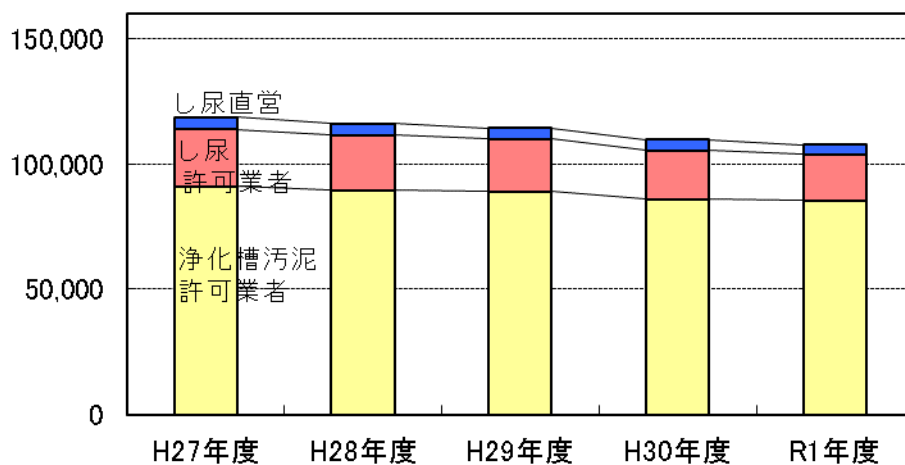
単位：人

	処理区域人口	くみ取り人口	浄化槽人口	下水道人口	農業集落排水人口	自家処理人口
H27年度	483,547	27,558	109,312	339,559	1,187	530
H28年度	483,576	26,266	105,880	344,779	1,166	503
H29年度	482,790	24,932	103,205	349,398	1,164	478
H30年度	481,844	23,200	96,177	354,786	1,134	453
R1年度	481,542	21,942	92,868	358,957	880	433

3 し尿・浄化槽汚泥排出量

(1) 年度別推移

(単位：kℓ)



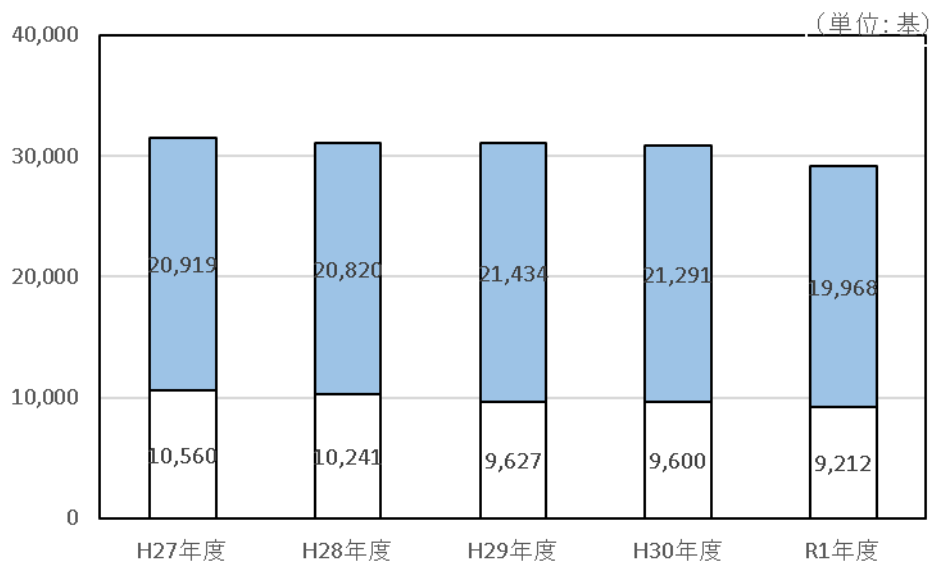
区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
浄化槽汚泥		91, 017	89, 598	88, 876	86, 009	85, 296
し 尿		27, 771	26, 500	25, 566	23, 640	22, 387
	許可業者	22, 882	21, 956	21, 002	19, 313	18, 491
	直営	4, 889	4, 544	4, 564	4, 327	3, 896
合 計		118, 788	116, 098	114, 442	109, 649	107, 683

(2) 地区別，人口及び排出量（令和元年度）

(単位：人〔収集量はℓ〕)

		全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
処理区域人口		481,542	200,736	89,175	67,791	63,424	15,409	16,534	7,837	20,636
し尿	人口	21,942	3,765	2,635	7,464	4,265	692	354	641	2,126
	量	22,386,969	4,110,000	3,832,800	3,895,947	5,199,586	1,455,780	350,130	662,490	2,880,236
浄化槽	人口	92,868	36,381	8,768	9,507	14,626	10,194	4,102	2,137	7,153
	量	85,296,372	27,062,500	16,879,500	8,747,600	12,316,000	6,319,930	2,922,380	1,894,238	9,154,224
下水道人口		358,957	157,193	76,681	52,947	42,674	4,022	11,794	4,567	9,079
農業集落排水		880	360	0	0	0	0	0	250	270
自家処理人口		433	72	18	93	160	50	10	30	0

4 浄化槽基数の推移



	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
単独処理浄化槽	10, 560	10, 241	9, 627	9, 600	9, 212
合併処理浄化槽	20, 919	20, 820	21, 434	21, 291	19, 968
合計	31, 479	31, 061	31, 061	30, 891	29, 180

5 し尿処理施設別処理量 (令和元年度)

(単位: kℓ)

		全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
白楽町 し尿処理場	し尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽	43,747	27,063	14,790	0	0	0	0	1,894	0
	計	43,747	27,063	14,790	0	0	0	0	1,894	0
水 島 し尿処理場	し尿	8,557	4,110	3,833	0	614	0	0	0	0
	浄化槽	14,405	0	2,089	0	12,316	0	0	0	0
	計	22,962	4,110	5,922	0	12,930	0	0	0	0
児 島 下水処理場	し尿	3,896	0	0	3,896	0	0	0	0	0
	浄化槽	8,748	0	0	8,748	0	0	0	0	0
	計	12,644	0	0	12,644	0	0	0	0	0
玉 島 し尿処理場	し尿	5,248	0	0	0	4,586	0	0	662	0
	浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,248	0	0	0	4,586	0	0	662	0
備南衛生 施設組合 (清鶴苑)	し尿	1,806	0	0	0	0	1,456	350	0	0
	浄化槽	9,242	0	0	0	0	6,320	2,922	0	0
	計	11,048	0	0	0	0	7,776	3,272	0	0
総社広域環境 施設組合 (アクアセンター吉備路)	し尿	2,880	0	0	0	0	0	0	0	2,880
	浄化槽	9,154	0	0	0	0	0	0	0	9,154
	計	12,034	0	0	0	0	0	0	0	12,034
合 計	し尿	22,387	4,110	3,833	3,896	5,200	1,456	350	662	2,880
	浄化槽	85,296	27,063	16,879	8,748	12,316	6,320	2,922	1,894	9,154
	計	107,683	31,173	20,712	12,644	17,516	7,776	3,272	2,556	12,034

6 一般廃棄物処理業等合理化事業

公共下水道等の整備により、し尿処理業者の業務量が減少していく中、し尿処理業者の経営の基礎となる諸条件に著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化をはかるために一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」と言う。）が昭和５０年に制定された。

本市では、合特法の趣旨を鑑み、し尿処理業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小するため、平成１１年度に旧市内のし尿処理業者と覚書を締結し、代替業務を提供することで支援することとし、家庭ごみの収集運搬業務を主とし、下水道管きよの清掃業務などをし尿処理業の代替業務として提供している。

平成２２年度に第１１次下水道整備五箇年計画（平成２３年度～平成２７年度）が策定されたことを受け、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定を目的に、平成２２年６月に倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業審議会条例を制定し、８月には同審議会を設置した。

同審議会において「倉敷市の合理化事業のあり方」と「これまでの合理化事業の清算」について審議され、５回の審議を経て、同審議会より答申が提出された。この答申を基に市内のし尿処理業者と協議を実施し、第１次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画を策定し、平成２４年２月に岡山県知事から承認を受けた。

現在では第２次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画について、岡山県知事から承認を受け、規模の適正化（収集車両の計画的な減車）とし尿及び浄化槽汚泥収集量の減少に伴う代替業務の提供を行う合理化事業を実施している。